

地方独立行政法人大阪府立病院機構臨床研究審査委員会設置規程

制定 平成30年6月1日規程第351号

改正 令和2年10月1日規程第416号

改正 令和3年6月1日規程第430号

(目的)

第1条 臨床研究法（平成29年法律第16号。以下「法」という。）における特定臨床研究および臨床研究の実施を推進するため、法第23条第1項に基づき、大阪急性期・総合医療センター及び大阪国際がんセンター（以下「各センター」という。）に臨床研究審査委員会をおく。

(委員会の設置)

第2条 各センターに次の委員会を設置する。

センター名	委員会名
大阪急性期・総合医療センター	地方独立行政法人大阪府立病院機構 医療センター臨床研究審査委員会
大阪国際がんセンター	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター臨床研究審査委員会

(組織)

第3条 臨床研究審査委員会は、法第23条第4項の要件を満たすもので構成する。

2 各センターの臨床研究審査委員会の委員は各センターの総長（以下「各総長」という。）が委嘱し、または任命する。

(運営等)

第4条 各センターの臨床研究審査委員会の運営等については各総長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。